

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」というグループ経営理念のもと、「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でお客様の思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を目指すことを経営の基本方針としている。そのためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが最重要課題と考えている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有株式】

・政策保有株式に関する方針

当社グループにとって事業上重要な取引先との間の取引関係の維持・強化により、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合に限り、取引先の株式を保有しております。

これらの政策保有株式につきましては、毎年、取締役会において、個別の銘柄ごとに保有目的や経済合理性、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかどうかの観点で検証を行い、保有の適否を諮っております。この検証の結果、保有の意義が希薄化したと判断された銘柄については適宜売却を進めることとしております。

・議決権行使に関する基準

政策保有株式に関する議決権については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を総合的に勘案した上で、議案ごとに適切に行使用いたします。なお、当該会社の企業価値・株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている状況にある場合、その議決権行使に当たっては、特に慎重に精査いたします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社は、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、当該取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制および手続を整備しております。

・「取締役会規程」において、当社と役員との利益相反取引が決議事項となっており、同規程に従い個別案件ごとに妥当性を事前に審議しております。

・当社における関連当事者間の取引の状況については、監査役および監査法人が監査を行っておりますが、その結果については取締役会に報告された上で、必要に応じて審議を行うこととしております。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成だけでなく、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえ、2017年度より「退職年金制度財政運営・資産運用検討会」を設置し、年金資産の運用に関する基本方針のもと、企業年金の適切な運用および管理を行っております。

「退職年金制度財政運営・資産運用検討会」は人事部長、経理部長を中心に構成され、目標リターンの設定や資産構成割合の決定を行うほか、四半期毎に運用状況のチェックを行い、取締役会に報告しています。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略等については、当社ウェブサイト、株主総会事業報告等にて開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。なお、その詳細については、当社ウェブサイト、CSR報告書等での開示を検討いたします。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書のII. 1. [取締役報酬関係]の[報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無]を参照ください。

(4) 取締役会による経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名については、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会への諮問事項としております。取締役会は同委員会が十分な時間をかけて審議した答申結果を尊重したうえで、適正性の確認を経て決定しております。なお、監査役候補の指名に当たっても同様の手続を経るとともに、取締役会の決定の前に、監査役会の同意を受けております。

経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名においては、それぞれの職位に求められる知識、経験、能力等のバランスを総合的に考慮しております。また、不正もしくは背信等が疑われる行為や、著しく企業価値を毀損させる行為を行うなど、取締役の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は当該取締役を解任提案の対象とします。

(5) 取締役・監査役候補の指名については、株主総会招集通知に選任理由を記載しております。

【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会を意思決定機関とし、取締役会の決定に基づく業務執行体制として執行役員制度を導入し、常務執行役員以上の役員で構成する経営執行会議を設置しております。

取締役会は、法令・定款や取締役会規程等に基づき、取締役会における審議・報告の基準を定めるとともに、業務執行に当たる取締役および執行役員への委任の範囲を明確に定めております。

＜取締役会での審議が必要なもの（例）＞

- ・経営の基本方針に関する事項
- ・株主総会および株式に関する事項
- ・取締役会および取締役に関する事項、業務執行体制に関する事項
- ・決算等に関する事項、財務に関する事項

[補充原則4-1-3]

当社取締役会は、最高経営責任者（代表取締役社長）の交代とその後継者の指名を経営における重要な意思決定の一つと位置付けております。

代表取締役社長の選定については、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会への諮問事項とし、十分な時間をかけて後継者候補に対する審議を行います。取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性を高め、監督機能を強化しております。

[補充原則4-3-1、補充原則4-3-2、補充原則4-3-3]

取締役会は、最高経営責任者（代表取締役社長）の選任および解任に当たって、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会への諮問を行います。

指名報酬委員会は、最高経営責任者の選任に当たり同職位に求められる資質を総合的に検討し、また解任に当たっては、最高経営責任者としての機能を会社業績等を踏まえ定期的に評価するなど、十分に時間をかけて審議した結果を取締役に答申します。取締役会はその答申を尊重することで、客観性・適時性・透明性ある決定手続の確立に努めてまいります。

なお、経営陣幹部の選解任については、最高経営責任者の場合と同様、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会で決定します。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインの独立性基準に準拠し、専門分野における豊富な経験と見識に基づく業務執行の適切なモニタリングならびに幅広い視点から経営全般への有益な助言が得られることを期待して独立社外取締役を選任しております。

[原則4-10、補充原則4-10-1]

当社は、機関設計として監査役設置会社を選択しております。現在の取締役の構成は、総数7名のうち独立社外取締役は2名で過半数には達していませんが、「指名報酬委員会」を設置することで、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを確保しております。

「指名報酬委員会」は、取締役会の任意の諮問委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としております。当該委員会は、取締役会から経営陣の選解任や報酬等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。

また、当社は、独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員連絡会」を設置しております。当該連絡会のコーディネーターを常勤監査役が務めることで、経営情報の補充と共有を図るとともに、一層のコーポレート・ガバナンス強化に向けた独立社外取締役と監査役の連携体制の強化を推進しております。また、代表取締役や取締役会は、必要に応じて当該連絡会より、経営等に関する様々な助言を得ることができる仕組みを整備しております。

[補充原則4-11-1 取締役会としての考え方]

当社は、適切な意思決定を行うため、取締役会構成メンバーの多様性を確保するとともに、取締役会の規模の適正化に努めております。取締役会は、執行役員を兼務し豊富な業務経験と専門性を有する社内取締役と、株主共同の利益を重視し高い専門性を活かして経営陣を監督する独立社外取締役で構成されており、知識、経験、能力等のバランスを総合的に考慮しております。取締役候補者の選定に当たっては、取締役会が指名報酬委員会の答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の確保を図ってまいります。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任]

当社の取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を当該業務に振り向けております。なお、社外取締役および社外監査役を含む当社役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知に添付の事業報告にて開示しております。

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析]

当社取締役会は、取締役会の実効性評価を年に1回行うこととしており、2019年度の実効性評価を実施いたしました。その結果、活発な議論を基に適切かつ迅速な意思決定を行い、中長期的な企業価値向上に実効的な役割を果たしていることが確認できたため、取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

当社の取締役会実効性評価の結果の概要は、以下の当社ウェブサイトを開示しております。

https://www.kyodoprinting.co.jp/ir_info/stockholder/pdf/KPgovernance_20200701_self-evaluation-result.pdf

[補充原則4-14-2 取締役・監査役トレーニング]

当社では、外部機関による新任役員研修を実施しております。また、社外取締役および社外監査役に対しては、就任時および継続的に、事業・組織・設備の概要、財務情報、事業戦略等についての総合的な研修を実施しております。

就任後においても、取締役会の実効性を高めるため、外部機関によるオンラインサービスを活用し、すべての取締役・監査役・執行役員に対して、会社法をはじめとした関連法令、コーポレート・ガバナンスに関する最新情報の提供を継続的に行っております。また、外部機関を活用した経営研修の受講機会を提供しており、職務遂行に必要な知識の更新に努めております。

監査役においては、日本監査役協会等、外部機関における研修会に定期的、継続的に参加し、業務に必要な知識の習得、更新等の研鑽に努め、監査機能の向上を図っております。

なお、トレーニングに関する費用は、会社が負担しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主や投資家との建設的な対話が重要と認識しております。

IR担当取締役を中心にコーポレートコミュニケーション部、経営企画部、経理部から構成されるIR体制を整備し、当社の経営方針についての理解を得るため、必要に応じて株主や投資家との対話の場を設けるなど対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

更新

10%未満

[大株主の状況]

更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口)	854,199	9.88
東京インキ株式会社	583,637	6.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	480,600	5.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	392,900	4.54
株式会社みずほ銀行	283,100	3.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	274,800	3.18
水元 公仁	235,000	2.72
東洋インキSCホールディングス株式会社	216,920	2.51
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	202,100	2.34
朝日生命保険相互会社	200,000	2.31

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

従来は大株主の状況について信託財産等を合算 (名寄せ) して表示しておりましたが、2021年3月期第2四半期より株主名簿の記載とおりに表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高岡 美佳	学者											
内藤 常男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高岡 美佳	○	----	大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づく、業務執行取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役に適任であると判断したため社外取締役に選任しています。また、当社と人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。

内藤 常男	○	----	複数の事業法人において企業経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づく、業務執行取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役に適任であると判断したため社外取締役に選任しています。また、当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、取締役会の任意の諮問委員会として、委員の過半数を独立社外取締役に構成し、委員長を独立社外取締役としています。指名報酬委員会は、取締役会から経営陣の選解任や報酬などの重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会へ答申を行っています。

主な事項は以下のとおりです。

- ・取締役等の選任・解任に関する事項
- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・社外取締役の選任基準（独立性判断基準、資質条件等）に関する事項
- ・取締役等の報酬等に関する事項
- ・代表取締役社長の後継者計画に関する事項
- ・取締役等の指名・報酬等にかかる基本方針および基準に関する事項
- ・上記のほか、取締役会が指名報酬委員会に諮問した事項

なお、2020年3月期は8回開催し、委員全員が出席しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査室、監査役及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況等に関して定期的に情報交換・意見交換を行い、連携を密にしている。さらに関係部門ともこれら情報を共有し、常時連携することで、各々の監査のより一層の有効化と効率化を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
徳岡 卓樹	弁護士													
古谷 昌彦	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳岡 卓樹	○	---	過去において社外監査役以外の方法で企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しています。これらを当社の監査に活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督しており、今後も監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため社外監査役に選任しています。また、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
古谷 昌彦	○	株式会社みずほ銀行の業務執行に携わっていましたが、2012年4月以降は同行の業務執行には携わっていません。また、アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（アメリカンファミリー生命保険会社）日本支社（現アフラック生命保険株式会社）の業務執行に携わっていましたが、2015年6月以降は同社の業務執行には携わっていません。	金融業界において経営に携わった経験を有し、また、現在は事業法人の社長として、豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督できると判断したため社外監査役に選任しています。また、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会決議に基づき、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入している。

本制度は当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役を除く取締役に対し、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度である。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

取締役報酬関係

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における取締役及び監査役に対する報酬額(総額)は以下のとおりです。
取締役(社外取締役を除く) 6名 210百万円(うち固定報酬 152百万円、業績連動賞与 53百万円、業績連動型株式報酬 4百万円)
監査役(社外監査役を除く) 3名 27百万円(うち固定報酬 27百万円)
社外役員 5名 29百万円(うち固定報酬 29百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスの適正化並びにグループ全体の持続的な成長に不可欠な重要な仕組みの一つと位置づけており、「役員報酬制度規程」として見える化し、社内公開しております。

また、次に掲げる事項を役員報酬に関する基本方針として当該規程に定めております。

- (1) 業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果のある報酬体系をめざす。
- (2) グループ経営理念とTOMOWEL WAYの実現に向け、優秀な人材を登用できる報酬水準をめざす。
- (3) ステークホルダーへの説明責任を果たせる、透明性、公正性を重視した報酬とする。

役員報酬の決定プロセス

当社の役員報酬制度における報酬政策、報酬体系、報酬毎の構成割合及び具体的な報酬額の算定方法に関しては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会への諮問事項とし、取締役会はその答申結果を尊重することで、報酬決定手続の客観性、透明性の向上に努めております。

また、役員報酬が、毎期の持続的な業績向上に加えて、中長期的な企業価値向上への取組みを動機づけるインセンティブとなるよう、業績連動比率や株式報酬の割合等については、指名報酬委員会において定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを実施します。

社外取締役を除く取締役の報酬については、a.固定報酬と業績連動報酬で構成されております。なお、業績連動報酬には、b. 短期の業績連動報酬としての業績連動賞与と、c. 中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬(株式給付信託)が含まれます。また、固定報酬及び業績連動報酬の額については、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、指名報酬委員会の審議及び適正性の確認を経て取締役会で決定しております。

《業績連動報酬で用いる指標》

業績評価の指標及び当該事業年度における実績値は次のとおりであります。

[指標の種別①] 連結経常利益:実績値(連結) 2,163百万円 ※当社グループの収益力を図る指標として選定

[指標の種別②] 連結売上高:実績値(連結) 100,858百万円 ※当社グループの成長力を図る指標として選定

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、月額固定報酬のみとしております。

また、取締役の職務執行を監査し、取締役と共に社会的信頼に応える良質な企業統治体制確立の一翼を担う監査役の報酬は、月額固定報酬のみとし、各監査役の役位、役割の大きさ等を基本に、監査役の協議により決定しております。

各報酬制度の概要は次のとおりであります。

a. 固定報酬

固定報酬は、年功的昇給要素を排除した取締役の役位毎の標準報酬額(シングルレート)を基準としております。この標準報酬額に対して、前事業年度における行動及び担当部門業績に係る個人評価を実施し、その評価が一定基準を下回った場合には、次年度に最大10%減額する措置を反映し、定額の月額報酬として金銭で支給しております。なお、当該固定報酬には、役位に応じた一定割合の自社株式取得目的報酬が含まれております。

b. 業績連動賞与

業績連動賞与は、業績及び企業価値向上へのインセンティブとして、事業年度毎のグループ連結業績と連動しており、金銭にて支給しております。

(i) 算定方法

当該事業年度における当初の連結経常利益計画に対する連結経常利益実績額の達成率に応じて指名報酬委員会が役位毎に定める賞与支給テーブルの金額を基準の額(算定基準額)とし、担当部門業績に係る個人評価、連結経常利益の絶対額及び連結売上高の前年対比を考慮した係数を乗じて支給額を算定しております。

《算定式》

業績連動賞与の支給額は、算定基準額を基に下記の計算を用いて算定しております。

算定基準額(①) × 係数1(②) × 係数2(③) = 賞与支給額

- ①算定基準額の30%部分は、当該事業年度における対象者の担当部門の業績評価を反映し、0～100%の範囲で変動します。
- ②係数1は、連結経常利益の絶対額に応じた係数となり、80～175%の範囲で変動します。
- ③係数2は、連結売上高及び連結経常利益の前年対比実績を考慮した係数となり、0～115%の範囲で変動します。

(ii) 当該事業年度における業績評価指標に基づく係数

- ・係数1：0.95
- ・係数2：1.06

c. 業績連動型株式報酬(株式給付信託)

業績連動報酬として、「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役を除く取締役に対し、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。これにより当社取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

(i) 算定方法

業績評価の指標として、当該事業年度の連結経常利益計画及び連結売上高計画に対する達成率を選定しており、指名報酬委員会が別に定める基準に従い、当該事業年度の業績評価係数を算出しております。当該事業年度終了後、当社は役位ごとに定めたポイントに業績評価係数を乗じて付与するポイントを決定します。なお、業績評価係数は、計画の達成率に応じて0～150%の範囲で変動します。

また、取締役が付与されたポイントは、退任等による当社株式等の給付時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

(ii) 当該事業年度における業績評価の指標に基づく業績評価係数

- ・連結経常利益実績値の計画達成率に基づく業績評価係数:0.5
- ・連結売上高実績値の計画達成率に基づく業績評価係数:0

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の議題に関する資料を事前に送付するとともに必要に応じて事前説明等を行っている。また、重要な会議の資料や記録等の提供、当社グループの各製造拠点への見学等を実施することで、各人の監督または監査をサポートする体制としている。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
稲木 歳明	相談役	業界団体・公的団体活動、当社経営陣に対する助言等	常勤、報酬有	2017/06/29	1年(上限年齢の定め有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制の概要

取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築し、当報告書提出日現在、役員は、社外取締役2名を含む取締役7名と社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、社外取締役・社外監査役の4名全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ている。

独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを確保するため「指名報酬委員会」を設置している。「指名報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としている。当該委員会では、取締役会から経営陣の選解任や報酬等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めている。

また、独立役員で構成される「独立役員連絡会」を設置し、コーディネーターを常勤監査役が務めることで、経営情報を共有するとともに独立役員間の連携強化を推進している。半期に一度、社長・独立役員および常勤監査役による意見交換会を開催することで、さらなるコミュニケーションの強化を図っている。

定例取締役会、定例監査役会とはともに原則として月1回開催され、取締役会においては、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行い、監査役会においては、監査の方針・計画などを決定し、各監査役が取締役の職務執行の厳正な監査を実施している。また、必要に応じて臨時取締役会、臨時監査役会を開催している。

業務執行体制については、2016年6月から執行役員制度を導入し、業務執行の効率化・迅速化及び執行責任の明確化を図っている。常務執行役員以上を中心に構成される経営執行会議を原則として週1回開催し、業務執行に関する機動的な審議を行う。このほか、戦略会議を必要に応じて開催し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有及び議論を行っている。

経営環境の変化や法改正等の動きに十分留意しながら、法律上の必須条件に加えさまざまな手段も講じている。「内部統制委員会」「企業倫理委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの各種委員会を設け、継続的な活動を行っている。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、業務執行機関と分離した独立部門としての監査室を設置している。監査室は、原則として月1回、法令遵守や業務適正の点検・評価を行う内部監査を部門ごと(連結子会社を含む)に順次行っている。監査後の改善状況の確認については、1年以内にフォローアップ監査を実施している。

監査役監査については、当社管理部門における長年の経験があり、総合的な高い知見を持つ常勤監査役2名と独立性を有する社外監査役2名の合計4名が、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い実施している。取締役会への出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求め、業務の状況などを調査することとしている。

(3) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は中川隆之、神山俊一の2名であり、仰星監査法人に所属している。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他5名である。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を経営の最高意思決定及び経営の監督機関としている。また、監査役設置会社として、4名の監査役を選任し、そのうち2名は社外監査役である。社外監査役は取締役の職務執行の監査に当たり、高い独立性を持ち、中立・公正な見地から客観的に監査を行っており、これらの体制を採用することで、経営に対する十分な監督機能が発揮できると認識している。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送している。 また、発送日の1週間前を目安に東京証券取引所の適時開示情報伝達システム (TDnet) および当社ウェブサイトに掲載することとしている。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表後の年2回開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主通信、適時開示資料、株式情報等を掲載している。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	コーポレートコミュニケーション部が担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ行動憲章の第一項に「1. 信頼される企業 お客さま、株主、取引先、社員、地域社会などとの信頼関係の確立に努め、ともに歩むことを重視する。」と規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ行動憲章に環境への配慮、社会への貢献を規定するほか、専任部署を設置し、施策の立案、推進を行っている。また取り組みの結果については、「共同印刷グループCSR報告書」を発行し、社内外に向けて情報発信を行っている。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムに関する当社の基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正及び有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員の法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。

また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。

企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。

6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。

また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。

7. 監査役を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。

また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、及びその他監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令及び規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。

また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。

9. 監査役を補助する費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ企業行動憲章において、健全な社会秩序の維持を重視する企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを規定している。

1. 社内体制の整備

- ・グループ企業行動憲章に基づいた倫理綱領を制定し、反社会的勢力に対して毅然とした行動をとり、いかなる利益供与も行わないことを条項として設けている。この倫理綱領を「共同印刷グループ企業倫理ハンドブック」として冊子に作成し、全従業員に配布し、教育を実施している。
- ・倫理相談室を設け、社内に倫理綱領に違反した行為を発見した場合は速やかに通報が出来る仕組みを整えている。
- ・反社会的勢力とのトラブルが起きた場合の対処方法として、危機管理委員会が「危機管理マニュアル」対応フローに基づき対応する仕組みを整えている。

2. 外部専門機関との連携

- ・地区の特殊暴力防止対策協議会（地区特防協）を通じて社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟している。担当部署（コーポレートコミュニケーション部）の所属員は、地区特防協や特防連の主催する各種研修会に参加するとともに、所轄の警察署と緊密な連携を保っている。
- ・トラブルが起きた際には、速やかに当社顧問弁護士の指導を受ける体制を常時整備している。

3. 関係遮断のための対策

- ・担当部署（コーポレートコミュニケーション部）から社内各部門に向けて、注意すべき法人もしくは団体の情報提供を行い、新規取引開始時のチェック体制の強化を図っている。
- ・受付及びロビーに「不当要求拒否」のポスター・シンボルマークを掲示し、企業として反社会的勢力との関係を遮断する意思表示を対外的に行っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）についての概要

1. 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高い技術とノウハウを持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しております。その中で「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でお客さまの思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を将来ありたい姿として掲げ、お客さまと共に成長する企業グループとして邁進していく決意を表明しております。

営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員ひとり一人が「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、当社のめざす真に豊かな未来の実現に取り組んでまいります。

3. 当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

当社は、2019年6月27日開催の第139期定時株主総会の承認を得て、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。

本プランは、買付者または買付提案者が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

なお、本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの対象となる買付け等は、（i）当社の株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等保有割合の合計、（ii）当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を行いたまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、（i）大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、（ii）当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を行うことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

4. 上記2、3の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

イ. 経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。

ロ. 株主の皆様判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されたものです。

ハ. 定時株主総会での承認を経ており、株主意思を重視するものとなっています。

ニ. 対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重した上で取締役会が決定するので、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。

ホ. 対抗措置の発動に関し、合理的な客観的要件を予め定めています。

ヘ. 独立委員会は独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。

ト. 本プランは取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の理由で当社取締役会は上記2、3の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

